

**久留米市公式 LINE リニューアル・運用支援業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

1. 目的

現在運用している久留米市公式 LINE システムをリニューアルし、現行よりも機能面を充実させることで、ニーズや属性に応じた情報をより効果的に発信できる環境の構築を目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 久留米市公式 LINE リニューアル・運用支援業務
(詳細は業務委託仕様書による)
- (2) 業務期間 契約締結の翌日から令和 4 年 6 月 30 日までとする。ただし、本予算議決後は令和 5 年 3 月 31 日までとする。なお、リニューアルの適用は令和 4 年 7 月 1 日とする。

3. 提案上限額

暫定予算期間中の提案上限額は、900,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。本予算議決後における年間の提案上限額は、2,310,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。なお、上記提案額には初期構築費用、使用料及び保守に係る全ての費用を含むものとする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

| | |
|------------------------------------|-------------|
| 令和 4 年 4 月 13 日(水) | 公募開始 |
| 令和 4 年 4 月 19 日(火) | 質問書受付締切 |
| 令和 4 年 4 月 21 日(木) | 質問書に対する回答 |
| 令和 4 年 4 月 26 日(火) | 参加申込書提出締切 |
| 令和 4 年 5 月 9 日(月) | 企画提案書等の提出締切 |
| 令和 4 年 5 月 10 日(火) | 資格審査の結果通知 |
| 令和 4 年 5 月 16 日(月)～5 月 18 日(水)【予定】 | プレゼンテーション実施 |
| 令和 4 年 5 月 19 日(木)【予定】 | 審査結果通知書の送付 |
| 令和 4 年 5 月 20 日(金)頃 | 契約締結 |

※受付時間はいずれも平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

※実施期間または期日については、変更することがある。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 福岡県内に本社(本店)又は支店・営業所等があること。なお、共同企業体の場合は、代表事業者が要件を満たすこと。
- (2) 平成 28 年度以降に、同種又は類似の業務を受託し、完遂した実績を有すること。
- (3) 提案内容を確実に遂行できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (5) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (7) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 … 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外 … 県税
- (8) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (12) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC 27001 認証（国際規格）、JIS Q 27001 認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第 1 号）を電子メールに添付して「15. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は一切受け付けない。また、質問期限以降の質問は一切受け付けない。

(2) 期限

令和 4 年 4 月 19 日（火）午後 5 時 00 分まで（必着）

(3) 回答方法

令和 4 年 4 月 21 日（木）までに、質問書（第 1 号様式）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市公式ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、キ、クは参加申込期限から3カ月以内に発行されたものに限る。本市の入札参加資格者名簿登載者の場合、カキ、クは不要とする。なお、提出書類に不備等があった場合は失格とみなす。

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| ア | 参加申込書（様式第2号） | 1部 |
| イ | 会社概要(様式第3号) | 1部 |
| ウ | 参加資格調書（様式第4号） | 1部 |
| エ | 業務実績調書(様式第5号) | 1部 |
| オ | 委任状（様式第6号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合） | 1部 |
| カ | 役員等調書及び照会承諾書（様式第7号） | 1部 |
| キ | 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） | 1部 |
| ク | 納税（滞納なし）証明書（下記参照） | 1部 |
| ケ | 企画提案書（「9. 企画提案書作成方法」を参照） | 7部 |
| コ | 価格提案書（様式第8号） | 1部 |
| サ | 価格提案書の内訳書（様式第9号） | 1部 |
| シ | 次年度運用保守の価格提案書（様式第10号） | 1部 |
| ス | 次年度運用保守に関する価格提案書の内訳書（様式第11号） | 1部 |

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在区分ごとの必要書類）

| 所在区分 | 税区分 | | 法人 | 個人 |
|--------|-------|------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | 税目 | | |
| 市外かつ県内 | 国税等 | 法人税、所得税、消費税及び地方消費税 | 国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3) | 国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2) |
| | 福岡県税 | 法人事業税、個人事業税 | 福岡県税に未納がない証明 | 福岡県税に未納がない証明 |
| 市内 | 久留米市税 | 法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税 | 久留米市税に滞納がない証明 | 久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明 |
| | 久留米国保 | 国民健康保険 | — | 明 |

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例 2 : 市外かつ県内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」の証明を提出)

※共同企業体の場合は、代表事業者の所在地の区分に従うこと。

(2) 提出期間及び時間

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク

令和 4 年 4 月 13 日 (水) から令和 4 年 4 月 26 日 (火) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (必着) とする。ただし、土日祝日を除く。

ケ、コ、サ、シ、ス

令和 4 年 4 月 13 日 (水) から令和 4 年 5 月 9 日(月)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (必着) とする。ただし、土日祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。消印は認めない。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「15. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「久留米市公式 LINE リニューアル・運用支援業務企画提案書」と記載すること。

イ 様式 A 4 版縦型・両面印刷可・長編綴じ。資料の都合上、部分的に A 3 版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ 文字 フォントサイズ 11 ポイント (ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない)・横書きにすること。

エ 提出部数 7 部 (正 1 部、副 6 部)。副 6 部は会社名を除く。

上記のほか、提案書の電子データを CD-R に格納し 1 枚提出。

オ 制限枚数 表紙を除き、20 枚以内とする。

カ ページ番号 企画提案書には必ずページ番号を付けること。

(2) 構成とポイント

ア 提案書は、次ページの表に示す構成とすること。

イ 提案のポイントに留意し、簡潔に記載すること。

ウ 具体的な機能や操作方法などがイメージしやすいよう、実際の LINE 操作の画面写真などを入れること。

エ 提案書中に会社名が判別できる記載を行わないこと。

《企画提案書の構成》

| | 構成 | ポイント |
|---|--------|--|
| 1 | 基本機能 | ○仕様書の目的・内容・要件等を反映した提案内容とすること。 ○別紙「久留米市公式LINEリニューアル・運用支援業務企画提案書評価基準」を踏まえ、分析機能についても記載すること。 |
| 2 | 追加機能 | ○本仕様書に記載のない事項で、独自の機能がある場合は記載すること。また、将来的なLINE公式アカウントの運用に効果があると見込まれる提案があれば記載すること。なお、提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、別途費用が必要となるかを明示すること。 |
| 3 | 運用保守内容 | ○運用保守管理の体制や障害発生時の対応について記載すること。 ○次年度以降の運用保守内容や、金額について記載すること。 |
| 4 | 業務支援体制 | ○職員研修の開催方法及び内容について記入すること。 ○導入までのスケジュールや、構築体制、連絡体制について記載すること。 |
| 5 | 業務遂行能力 | 本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績を、そのポイントとともに記載のこと。(制限枚数20枚を含む) |

(3) その他

参加申込書を提出しても、期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) プレゼンテーション実施日

令和4年5月16日(月)～5月18日(水)のうち1日

(2) 実施場所 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 20分以内

(4) 質疑応答 10分程度

(5) 参加人数 3人以内

(6) 留意事項

ア スクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、市が用意したプロジェクター(パソコン出力はHDMI端子のみ可、HDMIケーブルは市が用意する)及びスクリーンを利用すること。プロジェクターに接続するパソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

ウ 新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、WEB方式により実施する場合がある。

11. 審査の実施

(1) 審査委員会

久留米市公式LINEリニューアル・運用支援業務に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより、提案内容を別紙「久留米市公式LINEリニューアル・運用支援業務企画提案書評価基準」に基づき審査し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、候補者を選定する。審査委員会は、委託料の総額の範囲内で、6割以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を候補者として選定する。

最高点の者が複数の場合は、次の順で選定するものとする。

- ① 各審査委員の最高評価を獲得した数が多い提案者
- ② 価格提案書の金額が最も安価な提案者

(2) 審査結果

審査結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、市公式ホームページに掲載する。

通知時期 令和4年5月19日(木)【予定】

12. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合
- キ 評価点が4割を下回った場合

13. 情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例(平成13年9月28日条例第24号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「15. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費はすべて企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、このプロポーザルを中止することがあるが、この場合、このプロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、予め通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

参加者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

15. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3

久留米市総合政策部広報戦略課

担当：円城寺、森、今村

電話：0942-30-9228

FAX：0942-30-9702

E-mail：kouhou@city.kurume.lg.jp